

○ 厚生労働省
経済産業省
環境省 告示第十九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、トリフェニルスズ化合物の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので告示し、平成二十三年四月一日から適用し、トリフェニルスズ化合物の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成二十二年厚生労働省
経済産業省
環境省 告示第九号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年七月十五日

厚生労働大臣 長妻 昭

経済産業大臣 直嶋 正行

環境大臣 小沢 鋭仁

トリフェニルスズ化合物の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

1. トリフェニルスズ=N, N-ジメチルジチオカルバマート、トリフェニルスズ=フルオリド、ト

リフェニルスズ＝アセタート、トリフェニルスズ＝クロリド、トリフェニルスズ＝ヒドロキシド、トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が9、10又は11のものに限る。）又はトリフェニルスズ＝クロロアセタート（以下「トリフェニルスズ化合物」という。）であること及びトリフェニルスズ化合物が第二種特定化学物質であること。

2. トリフェニルスズ化合物の含有率

3. 注意事項

- (1) トリフェニルスズ化合物が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、使用量とその効果を考慮して使用の合理化に努めること。
- (2) 容器、貯蔵タンク等から漏出がないかを定期的に点検すること。
- (3) 取扱作業は、飛散又は流出しないよう留意して行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、ウエス、紙タオル等により直ちにふき取ること。
- (4) 廃液、汚泥等は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

4. 表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所